

第十四章 中小企業

第十四・一条 目的

1 締約国は、零細企業を含む中小企業が経済成長、雇用及びイノベーションに大きく寄与することを認識し、したがって、この協定によって創出される機会を利用し、及び当該機会から利益を得るための中小企業能力を向上させるに当たっての情報共有及び協力を促進するよう努める。

2 締約国は、中小企業によるこの協定への関与を奨励し、及び円滑にすることに寄与する規定であつてこの協定の様々な章に定めるものを認識する。

第十四・二条 情報の共有

1 各締約国は、中小企業に関連するこの協定に係る情報の共有（公にアクセス可能な情報の場の開設及び維持によるもの並びに知識、経験及び最良の慣行を締約国間で共有するための情報交換によるものを含む。）を促進する。

2 1の規定に従つて公にアクセス可能とする情報には、次の事項を含む。

(a) この協定の全文

- (b) 締約国が中小企業に関連すると認める貿易及び投資に係る法令に関する情報
- (c) ビジネスに係る追加の情報であつて、この協定によつて与えられる機会から利益を得ることに関心を有する中小企業にとつて有用であると締約国が認めるもの

3 各締約国は、2に規定する情報が正確かつ最新であることを確保するために妥当な措置をとる。

第十四・三条 協力

締約国は、この章の規定に基づく協力を強化する。この協力には、次のことを含めることができる。

- (a) 促進的な、かつ、透明性がある貿易規則の効率的かつ効果的な実施を奨励すること。
- (b) 中小企業による市場へのアクセス及び世界的なバリューチェーンへの参加を向上させること（ビジネス間の連携を促進し、及び円滑にすることによるものを含む。）。
- (c) 中小企業による電子商取引の利用を促進すること。
- (d) 締約国の企業家プログラムに関する経験を交換するための機会を探索すること。
- (e) イノベーション及び技術の利用を奨励すること。
- (f) 知的財産に関する制度についての啓発、理解及び効果的な利用を中小企業間で促進すること。

(g) 規制に関する良い慣行を促進し、並びに中小企業の発展に寄与する規則、政策及び計画を作成する能力を開発すること。

(h) 中小企業の能力及び競争力の向上に関する最良の慣行を共有すること。

第十四・四条 連絡部局

各締約国は、この協定が自国について効力を生ずる日から三十日以内に、この章の規定に基づく協力及び情報の共有を円滑にするために一又は二以上の連絡部局を指定し、並びに当該連絡部局の連絡先の詳細を他の締約国に通報する。各締約国は、当該連絡先の詳細の変更を他の締約国に通報する。

第十四・五条 紛争解決の不適用

この協定の紛争解決の制度は、この章の規定の下で生ずる問題については、適用しない。